

等の援助を行います。

## ② 介護

利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。

- ア 適切な方法により、一週間に2回以上、入浴又は清拭を行います。
- イ 適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。
- ウ おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます。
- エ 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行います。
- オ 常時1人以上の介護職員を介護に従事させます。
- カ 利用者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせることはできません。

## ③ 食事

栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で食事を摂ることを支援します。

- ア 朝食 7:00 ~ 9:00
- イ 昼食 11:30 ~ 13:30
- ウ 夕食 17:00 ~ 19:00

## ④ 機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な生活機能の改善又は維持するための機能訓練を実施します。

## ⑤ 健康管理

医師（嘱託医）及び看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて、健康保持のための適切な措置を行います。

## ⑥ 相談及び援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

## (2) 介護保険給付対象外サービス

事業所は、利用者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

### ① 特別な食事

利用者又は代理人のご希望に基づいて特別な食事を提供します。（実費）

### ② 教養娯楽設備等の提供、レクリエーション、クラブ活動

利用者又は代理人の希望により、教養娯楽設備等を提供し、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。（材料代等の実費）

### ③ 理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。（実費）

### ④ 利用者の送迎

利用者の通院や入院時の送迎サービスを行います。

【対象地域】 北秋田市内（1回2,000円）